

資産運用報告の適正性に関する確認書

2020年11月30日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

本店所在地	福岡市博多区住吉一丁目2番25号
不動産投資信託証券発行者名	福岡リート投資法人
	(コード: 8968)

代表者の役職・氏名 執行役員
(署名)

松雪恵津男

本投資法人の執行役員である松雪恵津男は、本投資法人の2020年3月1日から2020年8月31日までの第32期営業年度の資産運用報告の提出時点において、当該資産運用報告における投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）第71条から第75条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。

なお、不実の記載がないと認識するに至った理由は、下記のとおりです。

記

1. 本投資法人の仕組み

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人であります。本投資法人は投信法の規定により、法定開示を含む資産の運用に係る業務を株式会社福岡リアルティ（以下「資産運用会社」といいます。）に、計算に関する事務及び会計帳簿の作成に関する事務を含む一般事務（以下「一般事務受託者」といいます。）を三菱UFJ信託銀行株式会社に委託しております。

2. 資産運用報告作成プロセス

一般事務受託者から提出される会計帳簿及び資産運用会社の社内ルールにより企画部長へ集約される重要情報または各種議事録等をもとに、資産運用会社の企画部において投信法等の関係法令に従い資産運用報告の原案を作成いたします。原案作成に必要な諸資料、データ等は資産運用会社の各部門において作成され、各部門長の確認を受けた後に企画部に集約されます。資産運用会社の企画部で作成された原案は、会計監査人による監査を受けております。その後、資産運用会社の企画部において資産運用報告の最終案を作成し、資産運用会社の経営会議（常勤取締役及び各部長により構成）において内容審議の上、資産運用会社の取締役会承認を経て、最終的には本投資法人の役員会で承認された後に、投資主に対して提供しております。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 一般事務受託者から提出される会計帳簿及び本投資法人に関する全ての重要な情報等に基づき、投信法等の関係法令に従って資産運用報告が作成されていることを確認してい

ること。

- (2) 資産運用会社において、情報開示にかかるルールが整備されており、また業務分掌及び責任部門が明確化されているとともに、各部門において適切な業務体制が構築され有効に機能していること。
- (3) 本投資法人に関する重要事項は、本投資法人役員会に付議または報告されていること。
- (4) 本投資法人の会計監査人である、PwCあらた有限責任監査法人より投信法第130条に規定される監査証明を受領していること。

以上